

■ 計画の概要

1 計画の目的

長沼町では、平成 16 年 3 月に、「長沼町住宅マスタープラン」及び「長沼町公営住宅ストック総合活用計画」を策定し、住宅施策や公営住宅の計画的な整備、維持管理を推進してきました。

国の住宅施策においては、平成 18 年度に「住生活基本法」を制定、9 月には「住生活基本計画（全国計画）」を定めています。また、北海道では住生活基本法に基づき、平成 19 年 2 月に「北海道住生活基本計画」を策定、平成 24 年 3 月には計画を見直し、住宅施策を展開しています。

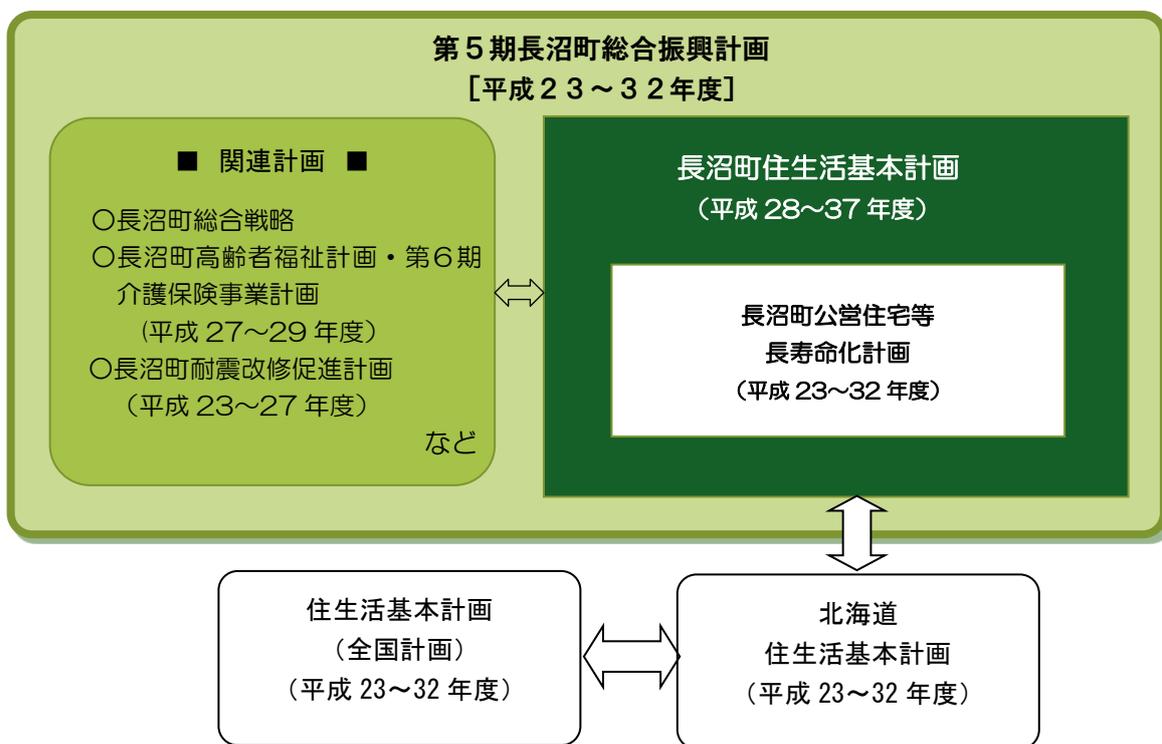
本町では、従前住宅マスタープランの計画期間がすでに終了していることから、現状におけるまちづくりの方針を踏まえるとともに、状況等の変化に対応するため、改めて「長沼町住生活基本計画」を策定するものとします。

本計画は、本町の地域特性、住宅事情などから住生活の安定向上に関する課題を明らかにし、国や北海道の既定計画に基づきながら、目指すべき住まい・まちづくりの方向性とその実現に向けた具体的な施策を設定することにより、住宅の質や住環境の向上はもとより、住宅のもつ「社会性」にも着目し、福祉施策や人口減少対策、まちづくりの分野などの取り組みを反映した、住宅関連施策を計画的・総合的に推進することを目的としています。

2 計画の位置づけ

本計画は、「第 5 期長沼町総合振興計画」の住宅分野における基本計画と位置づけ、関連計画等と連携を図るとともに、策定にあたっては「住生活基本計画（全国計画）」及び「北海道住生活基本計画」に即したものとします。

■ 計画の位置づけ



3 計画対象・計画期間

(1) 計画の対象

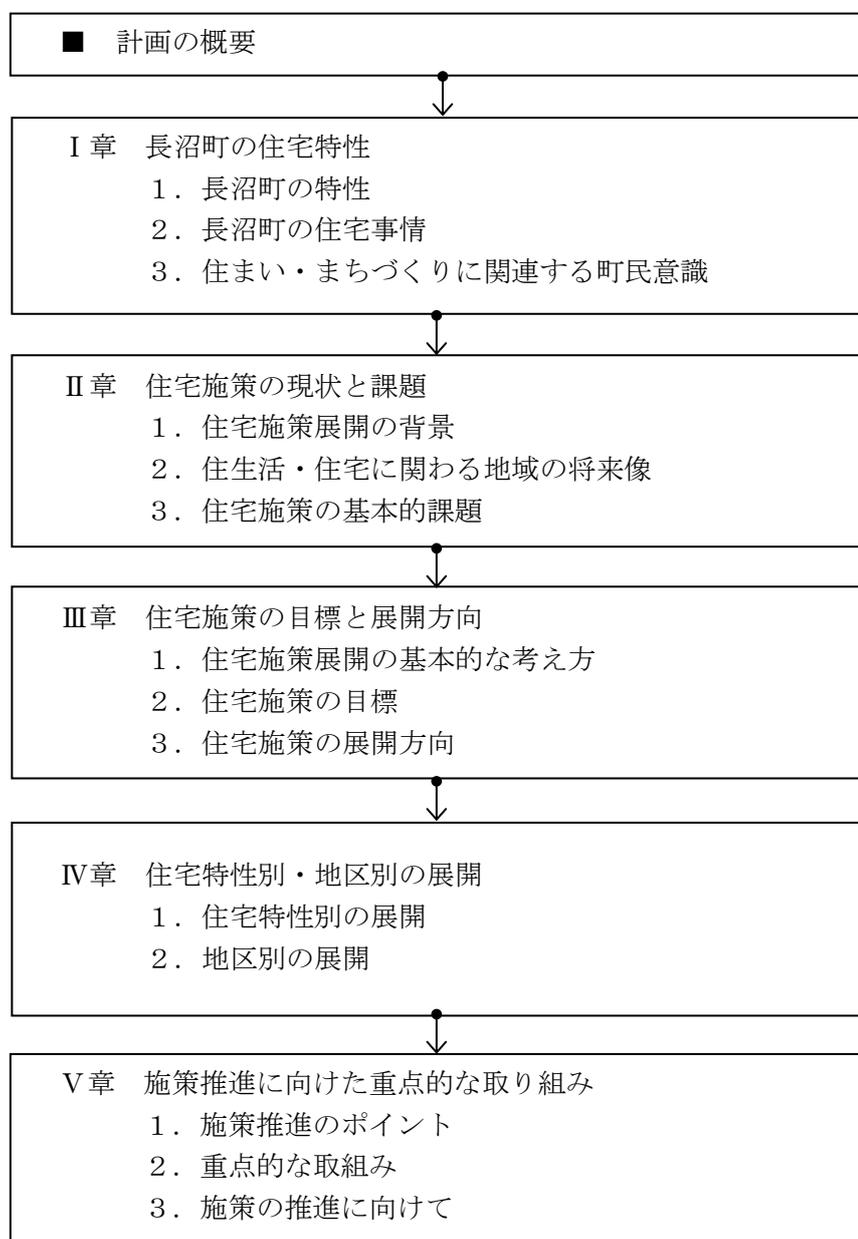
長沼町の民間住宅を含む、住宅全般を対象とします。

(2) 計画の期間

計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とし、進捗の状況や総合振興計画との整合を図るため、5 年程度毎に見直しを行いながら運用することとします。

4 計画の構成

本計画の構成は、次の通りです。



5 策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては「策定委員会」を組織し、事務局の運営により協議・検討を行います。

■ 策定委員(7名)

	氏名	役職
委員長	廣岡 雅浩	副町長
委員	山科 隆男	総務政策課長
	尾西 正徳	税務住民課長
	奥塚 美智代	保健福祉課長
	齋藤 良彦	産業振興課長
	笠山 茂己	都市整備課長
	森下 豊和	会計管理者

■ 事務局

	氏名	役職
事務局	天野 基	都市整備課長補佐
	岩崎 奈穂美	建築係主査
	及川 智之	建築係技師

コンサルタント	株式会社 アトリエアク
---------	-------------

(2) 策定経緯

計画策定にあたっては、4回の委員会を開催し、協議決定しています。